

令和6年第3回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和6年5月7日

熊本県相良村議会

令和6年第3回相良村議会臨時会会議録

令和6年5月7日（火曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定
について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第4 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の制定について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第5 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 令和5年度相良村一般会計補正予算
(第12号)
(質疑・討論・採決) |
| 日程第6 | 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 令和5年度相良村国民健康保険特別会計
補正予算(第4号) |
| 日程第7 | 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 令和5年度相良村後期高齢者医療特別会
計補正予算(第3号)
(質疑・討論・採決) |
| 日程第8 | 議案第37号 相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第9 | 同意第1号 相良村教育長の任命について
(質疑・討論・採決) |

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(8名)

村 長 吉 松 啓 一 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	税 務 課 長 平 田 智 博 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 6 年第 3 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、5 番議員、中村重道君、

{「はい。」と、5 番議員。}

6 番議員、西本巳喜男君、

{「はい。」と、6 番議員。}

を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 承認第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。5 月からクールビズをお願いしております。

それでは、承認第 1 号、専決第 1 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。タブレットでは 2 ページからご覧ください。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、相良村税条例の一部を改正する条例を制定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたので専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、公益信託制度の改正に伴う個人住民税の寄附金税額控除規定の整備、個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設、固定資産税の課税の特例に係る措置期間の延長

並びに課税標準の特例措置に係る、わがまち特例規定の新設などがございます。なお、専決処分年月日は令和6年3月31日でございます。以上、承認第1号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) おはようございます。よろしくお願いします。8番議員、質問いたします。この税条例が大幅に改正になっておりますが、このことについては年金所得の人とか、いろいろなことにも該当すると思うんですが、税務課長のほうで簡単に、こういうところはこうなったんだというようなことが、かいつまんで分かったら、こういうことの改正だということを詳しくじゃなくて、こういうことがこうなったんだというようなことを具体的に説明できたらと思いますが。よろしいですか。よろしくお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

○税務課長(平田智博君) おはようございます。税務課長、お答えします。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、主なものを申し上げますと、まず新旧対照表のほうでは1ページで、タブレットでは12ページになりますが、第34条の7第1項につきましては、公益信託の見直しに伴いまして、所得税法の規定の見直し、整備が行われておりますので、それに合わせて改正をしております。次が新旧対照表では5ページから、タブレットでは16ページからになりますが、附則の第7条の5から第7条の8までにつきましては、これは定額減税に係るものでございまして、法規定の新設に合わせて新設のほうをしております。この定額減税につきましては、令和6年度分所得税及び令和6年度分の個人住民税の減税が実施されまして、具体的には納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の所得税が3万円、令和6年度分の個人住民税が1万円の減税を行うものでございます。次が新旧対照表では16ページ、タブレットでは27ページになりますが、附則第10条の2につきましては、バイオマス発電設備及びまちなか創出に係る固定資産税のわがまち特例規定の新設を行っております。新旧対照表で17ページ、タブレットで28ページの附則第10条の3につきましては、認定長期優良に係る特例について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設しております。次が新旧対照表の20ページから、タブレットでは31ページからになりますが、附則の第11条から13条につきましては、固定資産税、土地等の負担調整措置等につきまして、負担水準の均衡化を促進するための、現行措置のほうを3年延長しております。最後に新旧対照表では25ページから、タブレットでは36ページからになりますが、附則第16条の3第3項から、附則第20条の3第5

号までにつきましては、特別税額控、定額減税の対象となる所得割の額につきまして、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読み替え規定ですね。読み替え規定のほうを追加しております。以上になります。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 大々的にその所得関係とか控除とかいろいろなことをここに掲げてあるんですが、こんなに大幅に改定になったということで、なかなか私たちはこの文章を見る限りでは理解に苦しむんですよ。だから、また実際に実施する時に私たちが分からないことについては丁寧に、こういうことはこうなんだということをぜひ税務課のほうではご説明していただきたいと思います。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、確認的なものも含めてちょっと2点ほどお尋ねします。税務課長いいですか。まずですね、ちょっと私もよく知らなかったんですが、国税法の改正というのは、これはいつされたものなんですか。これ、法改正。はい。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

○税務課長(平田智博君) 税務課長、お答えします。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年の3月30日に公布されております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 国税法と言いましたけども、法改正、国のほうは令和6年の3月31日に公布、施行は、

{「施行は4月1日からです。」と、税務課長。}

4月1日。3月31日公布で4月1日、1日に公布ということですね。村としては3月31日に専決処分をしなければいけない。それは新年度4月1日から村として施行するというものの流れですかね。はい。これは了解しました。それともう1点ですけども、非常に、先ほどの税務課長の説明は一通りというか、詳細が分かるとまでは言えませんが、理解したつもりですが、ちょっと異質な部分がありましたのでお尋ねですけども、51条の村民税の減免、71条の固定資産税の減免と特別土地保有税の減免で但し書きというのが追加されておりますが、これも法に準拠した形での追加なんですかね。今、いろいろ加除が改正であると思うんですが。そして他の近隣の自治体もこのような規定も設けたのかということも含めて、ちょっとお尋ねいたします。但し書きの話ですね。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

○税務課長(平田智博君) 税務課長、お答えします。先ほどはちょっと主なものだけ申

し上げましたので、この 51 条、71 条、139 条の 2 についてはご説明のほうがしておりますでしたが、これにつきましては、内容的には職権による減免を可能とする規定の追加になりまして、51 条が村民税の減免について、71 条が固定資産税の減免について、139 条の 2 が特別土地保有税の減免についてになります。この規定につきましては、他の市町村におかれましては、改正、追加というところで変更はされていると思います。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 法律の改正に準拠する形でいろいろ税法関係とか土地関係では、かなり我々がなかなか村の独自性のある判断ができない部分で条例を改正しなければいけないことが出てくると思いますが、結局、今、申し上げた 3 点の減免というのは申請主義の修正として職権主義が但し書きで入ってきたということですよ。ですから条例の場面によっては、確かにこういった職権主義といいますか、村長の判断で一定の村民の福利のために、施策としてやる部分が出てくると思いますが、割とこういった但し書きは、この税務に関して言ったらできるだけ消極的に考えるべきではないかなと思うんですね。それは恣意的な判断になってきかねないから。だから、他の村がやってるかどうか分からない。これ国に準じたような話ではないですよ。この但し書きはね。他の改正とちょっと異質な感じがするわけですけども、どうですかね。ちょっと私の理解不足かもしれないんで。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

○税務課長(平田智博君) 税務課長、お答えします。これにつきましては、国に準じた形で行っております。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、これも、但し書き以降の職権主義というの国に準じた形でやってるということですね。他の市町村も改正されたか分からないですけども、今後このような改正をされるということの理解でよろしいですね。国に準じた形ということであるならば、

{「・・・。」と、税務課長。}

うん。されるということですね。他の自治体も。国で準拠した形ならばしなければいけないですね。逆に言えば。はい。分かりました。以上です。すみません。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。承認第 1 号については、承認

することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。



日程第4 承認第2号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第2号、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。タブレットでは41ページからをご覧ください。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、令和6年4月1日から施行する必要がありましたので専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の改正及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。なお、専決処分の年月日は令和6年3月31日でございます。以上、承認第2号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。承認第2号については、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。



日程第5 承認第3号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつ

いて、専決第 3 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 12 号を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第 3 号、専決第 3 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 12 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 46 ページからをご覧ください。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,284 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 4,313 万 5,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 11 ページ、タブレットでは 56 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、議会費関係では 33 万円の減額補正ですが、不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、総務費関係では 1 億 2,677 万 2,000 円の増額補正ですが、18 ページ、タブレットでは 63 ページの総務管理費の一般管理費で、財政調整基金への積立金 1 億 3,602 万 4,000 円の増額補正を、企画費で、ふるさと応援寄附金の減額見込みに伴う、ふるさと応援寄附金謝礼 170 万円、同じく促進手数料 260 万円の減額のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では 1,806 万 4,000 円の減額補正ですが、22 ページ、タブレットでは 67 ページの社会福祉費の障害者福祉費の扶助費で、障害福祉サービス費 808 万円の減額補正のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、衛生費関係では 628 万 8,000 円の減額補正ですが、26 ページ、タブレットでは 71 ページの保健衛生費の健康増進費の委託料で、電算関係委託料で 236 万円の減額のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 829 万円の減額補正ですが、27 ページ、タブレットでは 72 ページの農業費の畜産業費で、相良村優良繁殖牛改良導入補助金 200 万円の減額のほか、事業の完了に伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、28 ページ、タブレットでは 73 ページの消防費関係では、予算の増減はございませんが、特定財源の増減に伴う財源組替を行うものでございます。最後に、教育費関係では 1,095 万 6,000 円の減額補正ですが、30 ページ、タブレットでは 75 ページの小学校費の学校管理費の委託料で、南小学校の学校用務員及び図書司書の委託料 217 万円の減額のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしましては 10 ページ、タブレットでは 55 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、寄附金、諸収入及び村債などを

減額し、地方譲与税、各種交付金、地方交付金、国庫支出金、県支出金及び財産収入などをもって充てるものでございます。また、8 ページ、タブレットでは 53 ページの第 2 表繰越明許費補正において、1 事業の追加及び 2 事業の繰越額の変更をお願いし、9 ページ、タブレットでは 54 ページの第 3 表地方債補正において、特別支援教育支援員配置事業の限度額の変更について併せてお願いするものでございます。なお、専決処分年月日は令和 6 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 3 号につきましてご説明いたしました但、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。歳入の 15 ページの県支出金。重層的支援体制整備事業移行準備事業補助金ということで 343 万 5,000 円歳入されております。このことの意味ですね、重層的支援体制整備事業移行準備事業、これはどういう意味でしょうか。それともう 1 つ、その次の 16 ページの物品売払いの 2,423 万 5,000 円。これはもう前も聞いたかもしれませんが。これは山か何か売ったですね。この 2 つについてお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。重層的支援体制整備事業移行準備事業なんです但、こちらにつきましては社協のほうに委託しております但、事業内容といたしましては、高齢者のみならず障害者や生活困窮者、児童など、複雑に絡み合った相談体制を一括にというか、幅広く各機関のほうで調整していく体制となっております。以上、お答えいたします。

○議長(黒木正照君) はい、はい。

○8 番(小善満子君) よろしく。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。16 ページ、タブレットでは 61 ページの林産物の売払い 2,423 万 5,000 円ですが、これは村有林の森林整備にあたりまして、分収造林地の皆伐、立木の販売代金等が年度末に確定しましたので、その売払いの分の収入となっております。なお、この村有林の立木の皆伐の分は中原地区とか北白木谷の地区の分が入っております。以上、お答えいたします。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8番(小善満子君) 今度の補正につきましては、歳入がちょうど8,284万4,000円、歳入が、交付税が来たり、いろいろなことでこのようになって、その分についての支出になるわけなんです、私が考えますのに、この18ページ、一般管理費の財政調整基金に1億3,600万円も積み立てると。大変相良村の財政が健全な運営ができているというようなことで、私は、これだけの災害であって、事業負担もある程度一部しまったけれども、このようなことで、相良村も財政が安定したかなというようなことについて感心します。こういうことで積み立てをずんずん増やして、相良村民が安心して住み慣れるような村にさせていただいてということで。一応これは質問じゃないんですよ。だけどこれは一応質問ですけども、この1億3,600万円もその積立てるということにつきまして、一応村長の意見を聞いてよろしいですか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 財政調整基金についてはご存じのとおり、いろんな事業を、危機的になった場合は、それを取り崩してやるということですので、それに向かって令和5年度は積立ができたということでございますが、これから先、災害とか、あるいは学校等が老朽化しておりますので、その建築関係も含めまして、いろんな面で使う場合の予定といたしますか、個人で言いますと定期貯金のようなものでございますので、いずれかの事業の場合は、これを取り崩して使いやすいような形にしていかなければなりませんので、そのために積立てたということでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、1点だけ質疑をしたいと思います。これは会計管理者のほうがいいですかね。今、財政調整基金の話が出ましたが、財政調整基金について国債の運用は今されてるのかなと思うんですが、国債を幾らぐらい持っていらっしゃるのか。そして定期的に売買されて、やはり運用金というのは入ってるんですよね。そこのところちょっと分かる範囲内で。利付国債を多分買ってらっしゃるかなと思うんですけど、そういう運用状況をちょっと教えてください。

○議長(黒木正照君) はい、会計管理者。

{「はい。」と、会計管理者。}

○会計管理者(渋谷美佐江君) おはようございます。会計管理者、お答えいたします。

今、国債のほうは2件の業者さんのほうから購入しております。

○4番(徳田正臣君) はい。

○会計管理者(渋谷美佐江君) 長期契約、長期購入になってますので、まだそのまま据

置きの状態になっております。はい。利息のほうも年に２回入ってきております。はい、以上、お答えいたします。

○４番(徳田正臣君) 年度中、すみません。年度中、売買とかやってない・・・・・・・・

○会計管理者(渋谷美佐江君) してないです。

○４番(徳田正臣君) はい、分かりました。

○会計管理者(渋谷美佐江君) はい。

○４番(徳田正臣君) あ、そうか。すみません。

○議長(黒木正照君) ちょっと待ってください。

○４番(徳田正臣君) よかです。一旦帰ってもらって。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、４番議員。

○４番(徳田正臣君) すみません。取引されてるところが２か所あるということで、金額的には何億ぐらい。

○議長(黒木正照君) はい、会計管理者。

○会計管理者(渋谷美佐江君) 会計管理者、お答えいたします。４億積立てしております。以上、お答えいたします。

○４番(徳田正臣君) はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、４番議員。

○４番(徳田正臣君) はい。分かりました。あとどれぐらいの運用益が上がるかというのは決算とかで出てくると思ってますので期待して。いろいろ厳しい状況だと思えますけども。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて、専決第３号、令和５年度相良村一般会計補正予算第１２号を採決します。この採決は、起立によって行います。承認第３号については、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第３号は承認することに決定しました。



日程第６から日程第７ 承認第４号から承認第５号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第６、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて、専決第４号、令和５年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第４号及び日程第７、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて、専決第５号、令和５年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第３号を一括議題とします。本件について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第4号、専決第4号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号及び承認第5号、専決第5号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について一括してご説明申し上げますが、承認第4号及び承認第5号の案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。最初に、承認第4号、専決第4号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。タブレットでは81ページです。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,577万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,186万円とするものでございます。補正の内容としましては6ページ、タブレットでは86ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては10ページ、タブレットでは90ページの保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより一般被保険者療養給付費負担金2,277万6,000円、高額療養費の一般被保険者高額療養費200万円のほか、事業の完了に伴い不用と見込まれる額について減額補正をお願いし、総務費の総務管理費及び国民健康保険事業費納付金の医療給付費分において、保険給付費等交付金のうち特別交付金の額の確定に伴う財源組替を、11ページ、タブレットでは91ページの国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金分及び介護納付金分においては、いずれも現年課税分の減額による財源組替をお願いするものでございます。歳入につきましては8ページ、タブレットでは88ページから計上しておりますが、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金の普通交付金を減額し、県支出金の特別交付金をもって充てるものでございます。なお、専決処分の年月日は令和6年3月31日でございます。次に、承認第5号、専決第5号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。タブレットでは94ページからご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,460万6,000円とするものでございます。補正の内容としましては5ページ、タブレットでは98ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては、8ページ、タブレットでは101ページの後期高齢者医療広域連合納付金において、実績見込みに基づき36万4,000円の増額補正をお願いし、諸支出金の償還金及び還付加算金においては実績見込みに基づき、保険料還付金10万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットでは100ページに計上しておりますが、諸収入を減額し、後期高齢者医療保険料をもって充てるものでございます。なお、専決処分は令和6年3月31日でございます。以上、承認第4号及び承認第5号について一括してご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

きます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号及び承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。まず初めに、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号を採決します。承認第4号については、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。承認第5号については、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

○

日程第8 議案第37号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第8、議案第37号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第37号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは103ページをご覧ください。今回の条例改正は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、入院における自己負担額を2,040円から2,000円に、通院における自己負担額を1,020円から1,000円とするものでございます。なお、条例の施行日は、公布の日からとし、令和6年4月1日から適用するものでございます。以上、議案第37号について提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質

疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、質疑いたします。すみません。ちょっとこの、保健福祉課長ですね。私がちょっと理解できないのかと思いますが、金額の多寡ではないんです。多い少ないではなくって、2,040 円が 2,000 円、1,020 円が 1,000 円ということですが、もし、熊本県の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴いとありますけども、そういったことも含めて立法事実としてどういったことで、この 2,000 円になったかっていうことがもし分かれば、素人に分かりやすいように説明できれば教えてもらいたいんですが。はい、単に県の要綱が改正あったから、じゃあよかばいじゃなくってですね。はい。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。具体的内容につきましては、すみません、私のほうちょっと把握しておりませんで、要綱を県の補助金要綱がこのように改正になりますという通知が来まして、それで条例のほうを改正させていただいてます。以上、お答えします。

○4 番(徳田正臣君) 立法事実として根拠はあつとやろばってんたい。

○保健福祉課長(平川千春君) はい。すみません。そこまで深く・・・・・・・・

○4 番(徳田正臣君) はい、分かりました。もしあれば、ちょっと調べていただければ・・・・・・・・

○保健福祉課長(平川千春君) 分かりました。調べて・・・・・・・・

○4 番(徳田正臣君) もしかしたら、それまた国の法律のあれもあつとかもしれんしですね。

○保健福祉課長(平川千春君) はい。

○4 番(徳田正臣君) はい、大丈夫です。すみません。はい、以上で。

○議長(黒木正照君) 終わりですか。はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 37 号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。



日程第 9 同意第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第9、同意第1号、相良村教育長の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第1号、相良村教育長の任命について提案理由をご説明申し上げます。相良村教育長の緒方俊一郎氏の任期が令和6年5月11日をもって満了することから、新たに中村和弘氏を相良村教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第1号についてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、質疑ではありますが、まずもってこの場を借りて、またお話しする機会もあると思いますが、5月11日で緒方教育長が任期満了ということでもありますけども、長年にわたりまして本当に相良村の教育行政、人づくり、国の基本となる場面においてご尽力されましたことに心より感謝申し上げたいと、まずもって思うところであります。ありがとうございます。その上で、教育長というのは、これはもう本当に今申し上げたとおり、人づくりの場面で教育行政のトップであるのみならず、地域のやはりトップリーダーでありますけども、前も申し上げたかと思いますが、教育課長といいますか、やはり改めて教育長として任命同意をされるならば、やはり一通りの住所と名前と生年月日だけで、やはりそれで了解される議員の方もいらっしゃると思いますが、プロフィールなり、こういった経歴実績があるかということを出していただきたいということを、前の教育委員の任命かなんかの機会に申し上げたかと思いますが、その準備はできてないですかね。できてなければ致し方ないですけども、できているならば出していただければと思ってるんですが。選任同意の場合にはそういったものもバックデータとして出していただきたい。どうでしょうか。

○議長(黒木正照君) 村長、いいですか。はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 私の手元には経歴書がございますので、時間をいただければちょっとコピーして差し上げたいと思いますが、ようございすか。議長の許可を得て。

○4番(徳田正臣君) はい、お願いします。

○村長(吉松啓一君) ようございすか。

○議長(黒木正照君) はい、ここで暫時休憩といたします。



休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

—○—

○議長(黒木正照君) はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。はい、ありがとうございます。今後は、提案者は村長でありますけども、こういった資料、経歴書といいますか資料を判断材料として出していいただければなと私は思っているところであります。いずれにしましても緒方教育長、今後ですね、教育行政のみならず本来の医療の場面においても健康でご活躍されますように祈念したいと思っております。ありがとうございます。以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定に従って、立会人に、4 番議員、徳田正臣君、5 番議員、中村重道君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。ありませんね。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。徳田正臣君、中村重道君、開票の立会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 1 号、相良村教育長の任命については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

—○—

○議長(黒木正照君) ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) これで、令和6年第3回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前11時09分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員